

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課 (06-4393-6323)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	劇場等での喫煙、裸火の使用等の許可
概要	<p>大阪市火災予防条例では、劇場、映画館、百貨店等の不特定多数の人が出入りする場所で火災が発生した場合、特に人命危険が大きい場所や、かけがえない国民の財産である重要文化財等である建造物を保護するために、火災発生の防止と火災発生時における急速な延焼拡大の防止を目的として喫煙や裸火の使用及びこれらの場所への危険物品の持込みを禁止しています。ただし、これらの場所でどうしても喫煙、火気の使用等の行為を行おうとする場合は、消防署長の許可を受けなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市火災予防条例(昭和37年4月1日大阪市条例第14号)第24条 ・大阪市火災予防条例施行規則(昭和37年6月28日大阪市規則第45号)第4条 ・火災予防条例に基づく喫煙等の禁止場所の指定(昭和59年12月27日(消)告示第41号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・火災予防条例第24条の運用基準(平成元年9月20日消防長訓(予)第37号) (https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html)
審査基準	<p>個々の申請に応じて具体的かつ現実的な人命危険及び火災発生危険について判断することになります。火災予防条例第24条の運用基準(平成元年9月20日消防長訓(予)第37号)に基づき、消防署長が当該禁止行為が社会通念上必要があり、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認めた場合について、必要最小限許可するものです。</p>
標準処理期間	5日
経由日数	3日
提出先	当該行為を行う場所の所轄消防署
提出時期	当該行為を行う日の5日前まで
提出方法	喫煙・裸火の使用・危険物品の持込みの許可申請書(2通)(大阪市火災予防条例施行規則第2号様式)を、許可を受ける場所の所轄する消防署へ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	当該行為を行う場所の所轄消防署
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	